

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下^{※1}であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額^{※2}が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずお願いします。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算済りの申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額 - 給与所得控除 なお、給与等の収入金額が85万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得（公的年金等以外） 配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	個人年金、原稿料など 株式の配当や投資信託の収益分配金など	総収入金額 - 必要経費 収入金額 - 株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	(総収入金額 - 収入を得るために直接要した金額 - 特別控除額【最高50万円】) × 1/2

参加してみませんか？ 国税庁の公売

参加してみませんか？ 国税庁の公売

公売とは？

公売とは、国税局又は税務署が差し押さえた財産を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、売却することをいいます。

原則として、**どなたでも公売への参加が可能**です（公売財産を所有する滞納者、国税庁・国税局・税務署の職員などを除く。）。

土地・建物といった**不動産のみならず、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など**、様々な種類の財産を公売しています。

また、買受後の返品が認められないほか、品質・機能について保証がないため、一般的に**市場価格より低い見積価格（売却価額の最低金額）**が設定されています。

公売の特徴

参加方法 など

各国税局・税務署に入札書を提出いただき、公売に参加する方法のほか、**自名のパソコンやスマートフォンなどで入札する「インターネット公売」**に参加する方法があります。

公売財産は現況のまま売却しますので、不動産については、登記簿による権利関係と、実際に現地に行って財産の確認をされることをお勧めします。また、動産については、売却予定の現物を展示した**下見会**を開催する場合がありますので、公売情報ホームページ（www.koubai.nta.go.jp）で日程等をご確認の上、実際にご自身の目で確認されることをお勧めします。

※入札のときに、**公売保証金**の納付が必要な場合があります。

公売財産や公売予定日等の詳細に関しましては、
公売情報ホームページ
(www.koubai.nta.go.jp)でご確認ください。

※手続の詳細については、公売を実施する国税局又は税務署までお問い合わせください。

皆様のご参加お待ちしております。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください

～ 所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット ～

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。
※1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除きます。

～平成31年(2019年)1月以降のe-Taxについて～

平成31年(2019年)1月から、個人納税者の方がe-Taxをご利用になる場合、以下の2つの方式がご利用いただける予定です。

- ・マイナンバーカード方式
- ・ID・パスワード方式

詳細については、e-Tax ホームページ「e-Tax 利用の簡便化の概要について」(www.e-tax.nta.go.jp/karbenka/index.htm)をご覧ください。

～ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax ～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。また、作成した申告書等データをe-Taxで送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

～いつでもどこでもスマホで申告～

平成31年(2019年)1月から、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書をID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することができますようになります。

さらに、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、見やすいスマホ専用画面をご利用いただけるようになります。



e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)、確定申告書等作成コーナーに関する情報は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

※ e-Taxソフト、作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901(ナビダイヤル)

※ マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ 電話番号 0120-95-0178